

菊陽町分別収集計画

平成28年5月27日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民、事業者、行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・地域特性を活かした循環型社会づくり

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	29年度	30年度	31年度	32年度	.33年度
容器包装廃棄物	486 t	491 t	495 t	500 t	505 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、下記の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、町民・事業者・再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担

し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・ごみの発生抑制、減量、再使用、再生利用、分別・排出ルール等について、広報、ごみ収集カレンダー、ごみの分け方出し方等を利用し、町民・事業者に情報を提供する。
- ・区又は自治会、社会教育団体による資源物の回収に対し奨励金を交付し、地域における廃棄物の減量化、資源化を積極的に支援する。
- ・レジ袋削減のために各世帯にマイバッグを配布し、レジ袋削減のためのマイバッグ持参運動を町民、事業所、行政の三者が相互連携し展開していく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、町民の協力度、収集運搬体制、選別施設等を勘案し収集に係る分別の区分は、下記右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色の発砲スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

(単位：t)

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	32		32		32		33		33	
主としてアルミ製容器	31		32		32		32		33	
無色のガラス製容器	(合計) 18		(合計) 18		(合計) 18		(合計) 19		(合計) 19	
	(引渡) 0	(独自) 18	(引渡) 0	(独自) 18	(引渡) 0	(独自) 18	(引渡) 0	(独自) 19	(引渡) 0	(独自) 19
茶色のガラス製容器	(合計) 35		(合計) 35		(合計) 35		(合計) 36		(合計) 36	
	(引渡) 31	(独自) 4	(引渡) 31	(独自) 4	(引渡) 31	(独自) 4	(引渡) 32	(独自) 4	(引渡) 32	(独自) 4
その他の色のガラス製容器	(合計) 11		(合計) 11		(合計) 11		(合計) 12		(合計) 12	
	(引渡) 9	(独自) 2	(引渡) 9	(独自) 2	(引渡) 9	(独自) 2	(引渡) 10	(独自) 2	(引渡) 10	(独自) 2
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	1		1		1		1		1	
主として段ボール製の容器	34		34		35		35		36	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 58		(合計) 58		(合計) 59		(合計) 60		(合計) 60	
	(引渡) 0	(独自) 58	(引渡) 0	(独自) 58	(引渡) 0	(独自) 59	(引渡) 0	(独自) 60	(引渡) 0	(独自) 60
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 150		(合計) 152		(合計) 154		(合計) 156		(合計) 158	
	(引渡) 110	(独自) 40	(引渡) 112	(独自) 40	(引渡) 113	(独自) 41	(引渡) 115	(独自) 41	(引渡) 116	(独自) 42
(うち白色トレイ)	(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2		(合計) 2	
	(引渡) 0	(独自) 2	(引渡) 0	(独自) 2	(引渡) 0	(独自) 2	(引渡) 0	(独自) 2	(引渡) 0	(独自) 2

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 =直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、町総合計画における推計人口を基に勘案し次のように設定した。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
41,143 人 (対前年度比)	41,640 人 (対前年度比)	42,081 人 (対前年度比)	42,558 人 (対前年度比)	43,033 人 (対前年度比)
101.6%	101.2%	101.1%	101.1%	101.1%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

収集・運搬の段階、選別・保管等の段階の実施者について下表に示す。

区又は自治会、社会教育団体における集団回収で回収するアルミ缶、スチール缶、生きびん、古紙類、古布、段ボール、牛乳パックの品目については、引き続き奨励金を交付し支援する。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考	
金属	スチール製容器	空かん	町委託業者 自治会等の集団回収	菊池環境保全組合 廃品回収業者	業者委託
	アルミ製容器				
ガラス	無色ガラス製容器	空びん	町委託業者 自治会等の集団回収	菊池環境保全組合 廃品回収業者	業者委託
	茶色ガラス製容器				
	その他ガラス製容器				
紙類	飲料用紙パック	牛乳パック	町委託業者 自治会等の集団回収	菊池環境保全組合 廃品回収業者等	業者委託
	段ボール	段ボール			
	その他紙製容器包装	紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町委託業者	菊池環境保全組合	業者委託
	白色発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ	町委託業者	菊池環境保全組合	業者委託
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類	町委託業者	菊池環境保全組合	業者委託

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の整備概要は、下表のとおりとする。

施設のうち、排出から収集・運搬、中間処理に係る施設については、現在の施設、体制を利用する

缶類（スチール、アルミ）、びん類（無色、茶色、その他）、紙製容器包装等については、平成10年度から菊池環境保全組合の粗大ごみ処理施設のストックヤードに保管し、中間処理施設による選別・圧縮を行っている。

ペットボトル、プラスチック類、白色トレイの選別・圧縮・保管に係る施設については、菊池環境保全組合の委託業者による処理を行う。

分別収集の概要

分別区分	容器包装 廃棄物	収集容 器	収集方法	収集機材	中間処理 施設
缶	スチール缶 アルミ缶	指定 ごみ袋	ごみステー ション	回転式パ ッカー車	菊池環境保 全組合
ガラスびん	無色のびん 茶色のびん その他の色びん	指定 ごみ袋	ごみステー ション	回転式パ ッカー車	菊池環境保 全組合
飲料用紙パッ ク	牛乳パック	指定 ごみ袋	ごみステー ション	回転式パ ッカー車	菊池環境保 全組合
段ボール	段ボール	指定 ごみ袋	ごみステー ション	回転式パ ッカー車	菊池環境保 全組合
飲料用紙パッ ク、段ボール 以外の紙製容 器包装	その他の紙	指定 ごみ袋	ごみステー ション	回転式パ ッカー車	菊池環境保 全組合
ペットボトル	ペットボトル	指定 ごみ袋	ごみステー ション	回転式パ ッカー車	菊池環境保 全組合
白色の発砲ス チロール製食 品トレイ（以 下「白色トレ イ」と表記）	白色トレイ	指定 ごみ袋	ごみステー ション	回転式パ ッカー車	菊池環境保 全組合
ペットボト ル、白色トレ イ以外のプラ スチック製容 器包装	プラスチック類	指定 ごみ袋	ごみステー ション	回転式パ ッカー車	菊池環境保 全組合

注：ごみステーションは、広範囲に設置しているもので通常の収集に使用する。

菊池環境保全組合の施設

施設名	所在	型式	処理能力	処理対象
菊池環境保全組合 再資源化工場 資源化系列	菊池郡大津町 大字大津115 番地	手選別ラ イン等	27.7 t /5h (選別)	資源ごみ (ペットボトル 、白色トレイ・発泡スチ ロール、プラスチック以 外)
委託業者 資源ごみ系列	菊池郡大津町 大字杉水字中 谷3746番 地	手選別ラ イン等	1 t /6h (選別、圧縮梱 包)	ペットボトル
		減溶器等	4.4 t /8h (加工)	プラスチック類
	熊本市東区戸 島町2874 番地	溶融固化 装置	0.6 t /5h (溶融・固化)	白色トレイ・発泡スチロ ール

12 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町民や事業者に対し分別の徹底と排出抑制を推進する。
- (2) 地域の環境美化活動を推進していくため、環境美化推進委員会を設置し各行政区内に1人配置する。
- (3) 区又は自治会、子ども会等の社会教育団体による集団回収を促進するため、奨励金を交付し、自治会に対して資源物保管庫の補助などの支援を行う。